

役員等報酬規程

(令和2年4月1日施行)

学校法人 河崎学園

学校法人河崎学園 役員等報酬規程

平成 17 年 10 月 14 日
法人規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人河崎学園の役員等の報酬の支給について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、学校法人河崎学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 5 条に掲げる役員及び第 20 条に掲げる評議員について適用する。ただし、次に掲げる者であるときは、この限りでない。

- (1) 学校法人河崎学園の顧問及び参与
- (2) 学校法人河崎学園又は大阪河崎リハビリテーション大学の職員

(役員等の報酬)

第 3 条 役員等の報酬は、給料及び賞与又は手当とする。

2 交通費については、別途支給する。

(給料等の支給)

第 4 条 役員の給与は、その月の月額的全額を毎月 25 日に支給する。ただし、支給日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその翌日に支給する。

2 賞与は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する理事長及び副理事長に対し支給する。

3 支給日は、基準日欄に掲げる基準日に応じて支給欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

(給料等の額)

第5条 役員等の給料及び手当の額は、次のとおりとする。

- (1) 寄附行為第5条第2項に掲げる理事長 給料月額 300,000円
- (2) 理事に対しては、理事会又は評議員会に出席の都度、手当として1回当たり15,000円を支給するものとする。
- (3) 監事に対しては、下記のとおり手当を支給する。
 - ① 理事会又は評議員会に出席 1回 11,000円
 - ② 会計監査の実施 1回 11,000円
 - ③ 業務監査の実施 1日 30,000円
- (4) 評議員に対しては、評議員会に出席の都度、手当として1回当たり11,000円を支給するものとする。

(給料の計算期間等)

第6条 給料の計算期間及び給料から控除するものについては、事務職員給与規程の定めるところによる。

(賞与)

第7条 賞与の額は、給料月額に6月に支給する場合においては、100分の100、12月に支給する場合においては、100分の200を乗じて得た額とする。ただし、職務への貢献度等を考慮して決定する。

附 則

この規程は、平成17年10月14日から施行する。

附 則 (平成19年7月2日法人規程第3号)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月23日法人規程第2号)

この規程は、平成23年5月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年11月28日法人規程第7号)

この規程は、平成23年11月28日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日法人規程第11号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日法人規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 14 日法人規程第 1 号）
この規程は，平成 29 年 12 月 5 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日法人規程第 6 号）
この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。